

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ニュースレター

第61号

2007年7月15日発行

[事務局] 〒169-0051 東京都新宿区西早稲田 2-3-18

日本キリスト教会館 52号室

[編集] 在日韓国人問題研究所 (RAIK)

TEL: 03-3203-7575 FAX: 03-3202-4977 E-mail: raik@abox5.so-net.ne.jp

郵便振替: 00190-4-119379 口座名称: 外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

ホームページ: <http://www.ksyc.jp/gaikikyou/>

◇聖書研究◇

< ナショナルなもの > を問う神の福音

●榎本 譲 (日本バプテスト連盟筑波バプテスト教会牧師)

聖書神学の専門家でもない私が、今回、「聖書研究」の時間をいただくのは、たいへん恐縮いたしますが、しかしまた光栄なことでもあり、正直なところ嬉しく思っております。

外キ協の運動にみなさまとご一緒させていただきながら、そのところで学び、また、出会いを通じて考える中で、「私は聖書をこんなふうを読むようになってきています」ということをお伝えしようと思えます。それは、むしろ自分としては、「聖書が、ようやく、少し『読める』ようになりました」とでも表現したほうが適切かもしれません。

「外国人の人権」という大切な課題に参加し、運動にして広げていくために、キリスト教会・キリスト者は、やはり「聖書の読み」というものにこだわるべきだと思います。相互を切り離れたかたちで「運動は運動、聖書(信仰)は聖書(信仰)」というふうにはいかないし、そういうことでは、運動にせよ信仰にせよ、「ことばの深まり」というものを得ること

はできないのではないのでしょうか。単に、「キリスト教会としても、人権問題は大事なテーマであって、取り組むべき課題だ」というだけでは済まないのです。

たとえば、市民団体の集会などで、組合運動を中心にしている人から、ときどき「打倒アメリカ帝国主義! 勝利を得るまで闘おう!」などという威勢のよい発言を聞くことすらありますが、そうした市民集会にも加わり、共闘しながらも、そのような威勢のよい発言もまた、「ことばが深められていかなければならない」とも思うのです。

そこで、キリスト者はそうした人びとの中で、何ごとか役割を担っていることもあるのかもしれないと感じるときがあります。決して、傲慢になるのではなくです。そのためにこそ、キリスト者は「聖書を新しく読み直す」作業が必要だと思うのです。それによって、「日々新たに、教会がキリストを着なおす」ことが求められているということです。今まで

の「伝統」に寄りかかって、キリスト教の教理を守るような読み方でだけ聖書を読んでいたのではダメです。聖書が本当に語り始めようとしている「自由の福音」というものを、できるだけ具体的に読み取り、聞き出すように努めたい。現在、ますますそれが大事だと思います。

このことを、私の場合はつくばの牧師として、出会いを通じて今日までやってきたのだろう。ずいぶん厳しく鍛えられながら、何かに後ろから押されるような感じでやってきたように思います。

<出会いの中で>

今から14年ほど前に、つくばに赴任してまもなく、自分の教会の礼拝に「在日」二世の女性が出席していることを聞き知りました。新しく赴任してきた牧師として、できるだけ早く彼女と挨拶を交わしたく思っていました。彼女はいつも礼拝が終わるやいなや帰ってしまうので、なかなか機会を得ることができないでいました。

ある日のこと、今日こそは玄関に先回りして挨拶しようと思い、礼拝後一目散に玄関に行って待ちかまえ、私は彼女に言葉をかけたのです。すると、彼女は、私の「おはようございます」の挨拶を聞き流すかのようにして、こう話しかけてきました。

「先生、私は在日韓国人二世です。私が、なぜ日本にいるか、先生、知ってますか？」

私は、一瞬、立ちつくすような思いになりましたが、「日本のひどい植民地支配や強制連行の歴史を頭では知っているかもしれないけれども、本当はわかっていないのだと思います。一度、一緒にお話をする時間は取れませんか？」と返答したのを覚えています。そこで、お互いに約束の日を決めて、後日、牧師室で親しくご家族のことなどの話を聞いたことがありました。

あのときの彼女の言葉が、それは確かにラブコールだったと受け取ったのですが、私のつくばでの牧師としての出発であり、原点だと思っています。「このことを抜きにして、このことから避けて、ここで牧師はできない」と自覚したのです。

こうした課題を背負いながら牧師としてやってい

こうしているときに、こんなことが重なりました。日本バプテスト連盟理事会において、私も理事の一員として参加していた際に、「熊本『同化発言』差別事件」として後に記憶しなくてはならない出来事が起きて、理事会に報告されたのです。その事件が起きたのは、1994年の熊本の市民クリスマスでのことです。私自身にとっては、親しい先輩に、「日韓・『在日』連帯特別委員会」（当時、韓国問題特別委員会）に参加して勉強をさせてもらえないかと相談していた矢先でした。

そのときの理事会は、この件に関する一つの対応を確認しましたが、残念ながら、それは私自身には不十分に感じられるものでした。また、その場では、ひとまず理事各自の責任において対応することをも取り決めたのです。

この「差別事件」に関してのその後については、関係者各々が可能な限り誠実に対応したいという気持ちはありながら、当事者間の個人的な関わり方や話し合いの経緯で、さまざま行き違いすら生じてしまったことを承知しますが、私自身は、残念ながら日本バプテスト連盟としての十分な責任を果たし得たとは思っていません。自分の責任の取り方をもいまだに考えながら、私は「日韓・『在日』連帯特別委員会」の委員に加わり、こうして外キ協にも参加させていただいて今日に至っているわけです。

<東日本入国管理センター面会活動から

見えてくるもの…>

さて、一方で筑波バプテスト教会の牧師として務めてくる間に、タウン誌を通じて地元の市民団体と出会うこととなります。その団体は、隣町の牛久市に建設された「東日本入国管理センター」に関して、さまざまな問題点があることを問うている市民団体でした。まことに少人数ではありましたが、その集まりにまもなく出入りするようになり、今日まで私もこの会の一員に加わって活動を続けてきました。

この入管センターに収容されているのは、「出入国管理及び難民認定法」違反者と認定されて、いわゆる「不法入国」や「不法在留」、そして「不法就労」とみなされた「外国人」を、「退去強制令」に基づい

て強制送還するまで収容しておくための施設です。そこに収容されている「移住労働者」や「難民」たちに面会する活動を通じて、私は今までに多くの出会いが与えられ、たくさんの課題にも直面してきました。日本の入管行政の人権無視の実態や法律の問題点が明かにされましたし、日本における「外国人」への根深い差別感覚もますます感じざるを得ません。

一口に言うならば、とにかく法律も行政も「管理体制」一本やりだということでしょう。そして、これを確保しておくために法務大臣の広範な裁量権を保持し続けるというシステムになっています。法務大臣の決裁によって、いかようにでもなるのです。政府による「管理」権限を壊さないためにです。そこに、問題があります。一切が、「権利」ではなくて「管理」です。

難民認定に関しては、日本が1981年に「難民条約」に加入してもなお、「鎖国」的姿勢は変わりません。考えとしては、一人でも多くを受け入れたくはないのです。

法律面でも、「出入国管理法」の中に「難民認定法」を組み込んでしまいましたから、「認定調査」は「入国管理官」が行ないます。つまり、「不法入国」させないことを責務とする審査官が難民認定のためのインタビューをするということは、悪く言えば「落とすための試験をする」ということ。あら探しをして、疑わしきところを見つけるために行なう調査だということでしょう。そして、「疑わしきは罰する」のです。ほとんどの人は難民不認定の結果を聞き、「不法入国・滞在者」にされてしまいます。それを不服として、多くは「退去強制処分取り消し訴訟」をおこないますが、裁判にしても、法務大臣の裁量権をたてに法務省入管局側は「法務大臣には広範な裁量権がある以上、これをもって判断の誤りとは言えない」などと応じてきますから、これをくつがえすのは容易ではありません。ほとんどが敗訴です。

* こうした、入管センター被収容者たちの処遇状況や置かれている境遇に関しては、『壁の涙』(2007年、現代企画室)という本が出版されて詳しくそこに書かれていますので、ぜひ買い求めてお読みください。

<「外国人住民との共生社会」の意味すること>

面会活動をする中で、このような境遇にある「外国人」移住労働者や難民たちとの出会いが与えられてきましたが、それを通じて自分にとっての問題意識も培われてきました。

まず、「外国人」がこの国に来て、就労したり住民としての生活を期待するのは必然だ、という事実認識です。しかも、それを「古き良き日本が壊れる」などという発想で受け止めること自体、誤りであるということです。

私は、今日の来日「外国人」の増加傾向は、「国というものの自体が問われている現象」として理解すべきだと思っています。「在日」の人たちや難民たちの存在は、まさに「国家」というカテゴリーで考えるセンス自体を批判的に問うているのではないのでしょうか。

さて、そこで、私たちが考えるべき点は、今日の滞日・在日外国人の増加に伴って、「キリスト教会でも、今後ますます外国人の礼拝参加者への配慮が必要となる」という問題意識のことなのではないでしょうか。あるいは、「これからは、外国人が大切な伝道対象者になる」という意味で、教会がこの課題を避けられないテーマとして考えるということなのではないでしょうか。

私は、それではダメだと思います。それは、日本社会や教会を固定しておいて、そこに「外国人をどう迎え、どう加入させるか」という発想に終始しているからです。それは、「受け入れ策」の発想以外ではありません。そして、これでは「同化」の発想を抜け出ていません。それを「共生」とは言いません。まさに、経団連はそうした発想のもとで、今後の労働力不足を予想して、「労働者確保のために外国人受け入れの緩和政策を……」という意見でさかんに論議しているようです。

私たちの取り組みは、日本の教会が「日本社会で外国人をどう迎え、受け入れていくか」という以上の事柄として問題を捉えていかなければならないのではないのでしょうか。つまり、私たち自身が根本的な揺さぶりを受けて、「教会自身が新しくなる」という課題として理解すべきです。それでこそ、「共生」なのです。

いわゆる「南北問題」を考える限り、経済格差は先進国による構造的搾取によって生じていることがわかります。だから、いわゆる「経済先進国」への移住労働者の流入は必然なのです。

「先進国」と「発展途上国」という言い方の中には、資源や食料問題上、意図的に作られている世界の経済構造があります。世界の2割の「先進国」の人びとが、8割の人びとの富を収奪して「豊かな国」が成り立っていると言われていました。

「貧しい国」は、「貧しくさせられている国」なのです。だから、日本への移住労働者の増加も必然です。「不法滞在しているガイジン、金儲けのための出稼ぎ労働者」という理解は、じつに日本人のおごりであり、アジア人蔑視以外の何ものでもないと言わなくてはならないでしょう。

それ故に、人権運動に参加している人たちは、「不法」というレッテルを排除する闘いの中で、「不法滞在」とは言わずに「オーバーステイ」とか「超過滞在」と呼び、「不法就労」とは言わずに「資格外就労」と呼ぶようにしています。

入管収容者と面会している際に、「日本ガ好きデス。帰りタクナイデス」という被収容者に会うことがあります。さまざまな人に面会をしてきて事例に慣れてくると、日本での在留許可へのハードルの高さを想って、はなから「そんな理由で在留を望んでも、贅沢な悩みではないか」などという感じ方をこちらがしてしまうことがあるのです。しかし、これは間違いです。日本への在留の期待を抱いて、その人たちに何の悪いことがあるのでしょうか？ 世界の経済社会構造をよく見抜いて、「移住労働者の流動は必然なのだ」ということをきちんと理解すべきなのでしょう。

このように、「そうした自分のセンスとの闘い」こそが、大事な取り組みの課題となるです。

＜具体的運動の方向として＞

さて、私たちが具体的な運動を展開していく上で、あらかじめ三つの側面から整理しておきたいと思えます。

まず、第一に、今も申し上げたとおり、現実の社会構造をしっかりと見定めることです。

いわゆる「経済先進国」と呼ばれるこの社会に、「外国人」が労働の場を求めて流入するというのは、いわば必然なのです。ですから、「外国人が増えると治安が悪化する」とか、「外国人に職場を奪われる」という主観的な差別意識に至らないように、よくよく真実を見極めなくてはなりません。意図的な排外主義キャンペーンにも抵抗して、国境を越えて移住労働者や難民たちは自由に行き来するのだという事実を十分に理解する必要があるでしょう。しかも、「入国し、在留し、やがては定住する。(……そして同化する!）」というような一つの流れだけを想定する発想からも解放されなくてはなりません。

第二に、法律の整備がなんといっても必要です。

いわゆる2001年「9・11」以降、「治安」を第一に優先するという論理がまかり通るようになりました。この風潮のなかで、「人権」を土台にした社会の回復の必要性を発信しなくてはなりません。そのために、この国でも、はっきりとした「人種差別撤廃法」を制定することに努めるべきです。

その意味でも、外キ協が取り組んできた、国籍によらず地域住民や市民としての人権の視点から立てられる「外国人住民基本法」の制定運動をいっそう進めなくてはならないと思います。

第三に、「外国人」の人権にきちんと目を向ける教育を徹底して推進することです。

子どもたちからおとなまで、「人権」のセンスを培うために、あらゆる場所で取り組むべきこととして、教育の営みはとてとても大事です。

多様化の流れの中で、アイデンティティ形成に関して社会が不安感を強めていくにつれて、「日本は特殊な国である」という感覚が、民主主義を押し殺す空気として実際に広がりつつあるように思います。今後、学校教育の現場において、排外的な「愛国心」教育が本格的に進められるでしょう。それに伴って、残念ながら、根深い「単一民族」論の幻想や「ゼノフォビア」思想が今後もいっそう広がるのではないのでしょうか。これに対抗するような「人権」を土台とした教育を、地道に着実に、忍耐強く行なわなけ

ればなりません。その意味での「教会教育」も、真剣に行なわなくてはならないと私は思います。それによって、「国家」や「民族」というカテゴリーから自由になるべきなのです。

実は、キリスト教会は、歴史的に「国家」や「民族」という枠から決して自由ではなかったと思います。4世紀以降のコンスタンチヌス体制のもとで、キリスト教はいつも「保守」の側に身を置いてきたヨーロッパの歴史があります。現存する「国家・政府」を肯定するような「神の秩序」という宗教論理をもって現状維持の政治体制を構築する側に貢献してきたのではないのでしょうか。その体質は、今日も継承してきてはいないのでしょうか。

＜自分にとってのテーマ＞

こうしたことを考えるようになって、ある時ふと、こういう思いに駆られたのでした。「＜国＞というものがあることによって、そこからはみだす存在やそこから追われる存在がいるのだ」という気づきです。「国」によって痛めつけられている人びとがいるという事実、「国」があることによって、「私は何ものか」という悩みの中にある人びとがいるという事実を知りました。

それは、「国」があることによって、まさに「はざま」に立たされる存在があるということであり、そこから「こぼれてしまう人びと」が現にいるということです。

私は「万国旗」を見るたびに、心が痛みます。「国って、いったい何だろう……」と思うのです。すると、聖書自身が語り始めたのでした。聖書のなかに「＜ナショナルなもの＞と闘う神の福音」を見出したのです。まさに、「＜国＞によって虐げられている存在」にこそ光を当てて、「よきおとずれ」(GOOD NEWS)を示そうとする主なる神のメッセージが、あちこちに輝いていることがわかってきました。

京都大学で農業経済の研究者でもあった飯沼二郎先生は、「在日」コリアンの人たちに寄り添って市民運動の先頭に立ちながら、『見えない人々』という本を著されました。それによって、「見ようとしなければ見えない、見えなくされている人々」がいること

を訴えられたのです。

聖書は、できるだけ具体的に読む限り、そうした「見えない人々」に目を注ぐ主なる神の姿を伝えます。しかし、それを単に「貧しき人々に仕えるキリスト」とか「低きところにくだる神」「いと小さき者の神」というような表現で言いあらわすのでは、まだ抽象的で一般化された理解でしかないと思います。もっと具体的に語る必要があるのではないのでしょうか。

＜聖書を新しく読む＞

実は、聖書の中には、相当に「民族」とか「生まれ故郷」といったものがテーマになるような記述があることに気がつきます。私たちは、それを「研究」としてではなく、教会へのメッセージとして聴き取り、伝える務めがあると思います。そのことを通じて、「教会自身が新しくなる(新しくキリストを着なおす)」ことが求められているのでしょうか。それは、教会への「神の裁き」であると同時に、「新しく生きるチャンス」でもあります。

具体的に、『ヨハネによる福音書』14章2節を見てみますと、主イエスは「あなたがたのために場所を用意しに行く」と言われています。これは、「キリストが先に行き（十字架によって死んで）救いを与えてくれた以上、死んだ後にも、クリスチャンであるならば、安心して天国に行けますよ」ということを教える言葉なのではないでしょうか。以前、私は、何となくそんなふう解釈していたのではないかと思います。しかし、そういうことではないでしょう。

『ヨハネによる福音書』の記事として、9:22、12:42、16:2を参照してみますと、そこには「イエスをキリスト(メシア)であると公に言い表わす者がいれば、会堂を追放する」という生活の座を伝承する言葉がはっきりと刻まれています。「ユダヤ会堂からの追放」とは、当時のユダヤ社会において、いわゆる「村八分」にされることを意味するでしょう。その社会で生きていく手だてを断たれるということです。

つまり、ここでは、イエスの弟子(クリスチャン)とは「はみ出し者」にされた人びとのことです。生

活する「場所」を取り上げられ、「生きる場所」を失っていく人びとのことなのです。そして、イエスは十字架の死をもって、まさにそのような人たちの「生きる場所」を用意するという決意をここで言いあらわしているのではないのでしょうか。

私は、入管センターへの面会活動に参加するようになって初めて、このような「読み」が与えられたと感じております。

こうした、具体的な「生活の場を失う境遇にある人びと」に光を当てる視点は、実に多く聖書の中に見出せます。

<律法の中にある「共生」の道を>

『旧約聖書』（ヘブライ語聖書）に目を向けると、『レビ記』19章33～34節に、「寄留者をあなたたち同様に扱い、愛しなさい」という規定がストレートに出てきます。

その一方で、『出エジプト記』12章48節には、「割礼を受けたならば同様に扱われる」という主旨の規定が記されています。こちらは、まさに「割礼を条件にして」ということで、「同化」につながる思想ではないかと思えます。先のレビ記の場合は、一切の条件抜きに「共生」を語っているのに対して、この規定は対立するわけです。

このように、聖書の中には異なる思想が共存している、という事実は否めません。その上で、どちらの方向で「聖書の中心」を読み取っていくのか、が問題でしょう。私たちは、「イエス・キリストから聖書を解釈する」と告白するのですが、そうである限り、「同化」に抵抗し、対決する方向で「福音」を理解する必要があるに違いありません。

『申命記』26章5～11節にある、有名な「わたしの先祖は、滅びゆくアラム人であり」というイスラエル原初の告白は、「あなたの中に住んでいる寄留者と共に喜び祝いなさい」に帰結していることを知ってほしいと思います。「共生」に向かうためにこそ、自分のルーツを告白するのです。

『申命記』24章17～18節には、「寄留者や孤児の権利をゆがめてはならない」という戒めがありますが、これは、「エジプトで奴隷であったから」という

理由づけで『申命記』の中に幾つもの同じ主旨の記述があります。「寄留者」の権利を守ることが、律法に明記されるのです。これは、現在の社会においては、「移住者」や「難民」たちの受け入れに関する戒めだと解して良いでしょう。

『出エジプト記』12章38節の証言に注目すれば、「そのほか、種々雑多な人々もこれに加わった」と書かれている限り、イスラエルのエジプト脱出の出来事もまた、いわゆる民族主義的な思想に基づく解放物語ではなくて、「神の契約への信頼による民」の解放を指し示すものとして理解されています。

<モーセの実存>

モーセの実存を聖書からたどってみますと、彼が生まれたのは、まさにエジプト国が「移住労働者」への徹底した管理政策を打ち出した時代でした。移民であるイスラエルがエジプトに増え広がったために、ファラオは危機感を抱き、徹底した移民弾圧によって国家体制の維持を図ろうとするのです。『出エジプト記』1章8～14節を読むと、思わず「今とまったく同じだなあ」と感じてしまいます。

モーセは、移民の子として生まれ、しかし、エジプトの王家のもとで育てられ、貴族としての教育を受け、それでいて自分がヘブライ人であることを知っています。その「はざま」に生きなければならない生涯をモーセは背負っていたのです。

ご承知のように、ある日、モーセは、奴隷の境遇におかれたヘブライ人を助けるために、エジプト人を打ち殺してしまいます。それは、「私はヘブライ人であって、彼ら・彼女らの側に身を置いて生きるのだ」という、モーセの強い決心が伝わってくるような事件でもありました。しかし、翌日、ヘブライ人どうしの争いの仲裁にはいると、モーセは彼らから完全にオミットされる。「お前は、私たちをも殺すつもりか」というたいへん冷たい言葉を浴びせかけられるのです。モーセは、まったくヘブライ人として受け入れられていませんでした。むしろ、「お前は、エジプトの貴族上がりでいて……、いい気なものだ!」という反応でした。

結局、モーセは、「私は、ヘブライ人なのか、エジ

プト人なのか……」という深刻な実存の悩みを持って、アイデンティティの喪失体験をします。そして、エジプト国のファラオから追われる「難民」となり、ミディアンの地に逃亡します。そこで、ひっそりと身を隠して後の生涯を送ろうとするのです。その地で生まれた子どもに「ゲルショム」と名づけ、「わたしは異国にいる寄留者（ゲール）だ」（2：22）と言うときのモーセの心を想うと、胸が痛みます。「エジプト人ではなく、ヘブライ人にもなれない自分」を抱えて、ただただ「はざま」に追い込まれて叫ぶモーセをそこに見ます。

しかし、主なる神は、そのようなモーセに出会い、彼をそこから引き出し、エジプトに行ってヘブライ人を解放するリーダーに立てるのです。この召命を受けたときのモーセが口にする、「私は何者でしょう」（3：11）という叫びには、実に深い意味が込められていると思います。かつてそのことで失敗した体験を負うモーセは、「私にできるはずはない。誰も耳を傾けない！」と弁明する以外になかったでしょう。しかし、神は、そうした深い叫びを上げざるを得ないモーセをこそ用いることで、モーセ自身を解放し、彼が真の実存を取り戻すという救いへと導いたのではなかったでしょうか。

<ナザレ人イエスへの非難>

『新約聖書』（ギリシャ語聖書）にも、「国」や「民族」、あるいは「生まれ故郷」に関わるような具体的なテーマが、あちこちにあります。

ご承知のように、イエスご自身が「ガリラヤ出身」ということで揶揄されています（マルコ 14：67、70、ヨハネ 7：41、52 など）。『ヨハネによる福音書』1章 46 節には、「ナザレから何か良いものがでるだろうか」という表現が、あからさまに出てきます。

印象深いのは、ペトロが鶏の鳴く前に3度イエスを否認する場面において、『マタイによる福音書』にだけ記されているのですが、ペトロが否定するのに対して「確かに、お前もあの連中の仲間だ。言葉遣いでそれがわかる」（26：73）という記述があります。

これを発見したとき、私は胸が熱くなりました。

この外キ協の一員として学び運動に参加する中で、「在日」の人たちの証言にふれることが多くありましたが、そのときの一つの証しが、ふと、重なってくるのです。

小学生のときに、自分が「在日」であることをひたかくしに隠していて、参観日に自分のオモニに「絶対に学校にこないでくれ」と懇願したということ。ある日、学校帰りに友だちと歩いていたときに、自分のオモニが仕事で真っ黒になった手を振りながら、道の向こうから「おかえり」と声をかけたのに、無視をして通り過ぎた……という思い出を、自分を告発するようにして吐露してくれた「在日」の方の言葉が思い出されるのです。

ペトロが否認したのは、何であったのでしょうか。単に、「イエスをキリストと告白するか」という教理的な問題ではなくて、自分の「生まれ」「出どころ」に関わること、「言葉遣いでわかる」と指摘されるような「出生」の事柄がまさに問題とされ、彼はそれを人前で否定したのではなかったのか。「私は知らない。関わりがない！」と言って、自分自身の「実存」を否定したのではないのでしょうか。イエスを否定するとは、自分を否定することでもあったのです。しかも、そこから、ペトロ自身の罪責のみならず、彼をそのように追い込んでいく社会にも目を向けるという視点が与えられてきます。

こうしたペトロが回復するのは……イエスの復活に出会うときです。復活者イエスがペトロを解放し、再び立ち上がらせるのです。

<神殿の持つ象徴的な意味>

私は、教会が言うところの「福音」というものを、聖書からこんなふう具体的に受け止め、理解するようになってきました。

付け加えるならば、イエスご自身が、幼児期に「難民」体験をしています。ヘロデ王の治世に、ユダヤ政府から追われて、エジプトに逃れています。

また、イエスの十字架での死は、なぜ起きたのか。これは、明らかにエルサレム神殿への批判と反抗が原因でしょう。神殿当局・サンヘドリンの議会在、「こういう危険人物を放置しておけない」という決

定を下す。そして、ローマ政府が、その訴えを承認して十字架刑になった。しかも、そこには、当時のローマ植民地下でのユダヤ自治を維持するための神殿当局の苦しい事情もあったと想像できます。現実の社会においては、事はそう単純ではないのです。イエスのような暴れ方をしたら、責任者である神殿祭司長にとっては、実に迷惑な話だったでしょう。「ひとの苦勞も知らないで……、あの田舎モノが、勝手な振る舞いをされては困る！」と反応したのではないのでしょうか。真の罪状は、「神殿騒乱罪」とでも言うべきものでしょう。「現体制維持のために、死んでもらった」という事情のはずです。

余談ではありますが、以前『福音書』を調べた限り、「共観福音書」(マタイ・マルコ・ルカ)に関して、「イエスの受難物語」部分になると、「ファリサイ人」が一切登場しないということを見ました。コンコルダンスを引けば、一目瞭然です。(1カ所、マタイ 27:62 を例外として。)

「受難物語」では、「祭司長たち、律法学者たち、長老たち」というのが定番になります。つまり、イエスの死は、宗教倫理的(律法解釈)論争の結果ではなくて、神殿問題だったのです。『使徒言行録』では、弟子のステパノもまた、神殿を批判したとたんに石を投げられて殺されました(使徒言行録 7:48)。

実に、国家の成立や社会体制の維持にまつわる現実の下で、「福音」の要である「イエスの十字架の死」は起きたのだ、ということを知っておきたいのです。この「はみ出す存在」は、そうした圧力の「はざま」に置かれて、殺されていったのです。

<パウロの実存>

さて、パウロの生涯にも目を向けてみましょう。彼は、熱狂的な民族主義者であるディアスポラのユダヤ人として成長してきました。そのことに、多大な自負を抱いていた。その彼が、「異邦人のために仕える使徒」へと回心するのです。そして、「もはやユダヤ人もギリシャ人もない」と断言してまわります(ガラテヤ 3:28)。そのような共同体(教会)形成に、自分の生涯をかけていきます。

その際、教会の間で、ユダヤ律法に基づく「割礼」

に関して、深刻な問題が生じる。そして、彼は、この件では一歩も譲らずに果敢に闘います。なぜでしょうか。

伝統的に、『ガラテヤの信徒への手紙』のテーマとは「信仰義認」の論争である、という具合に理解されがちですが、私は、それは正しくないと思っています。パウロは、「人が救われるのは、行ないによるのか、それとも、神の恵みとしての信仰によるのか」という、神学論文を書いたわけではないのです。闘いの中で「手紙」を書き送ったのでしょ。なぜ、ですか。

そこでは、「割礼」を異邦人キリスト者にも強要することによって、「同化」の思想が主張されていたからではありませんか。「割礼することによって、ユダヤの伝統による『神の民』の一員に受け入れてあげましょう」という関係が、そこに敷かれつつあったのでしょ。

しかし、パウロは、この思想に全対決する。この教えを「キリストの恵みを無にする！」として、激しく退けています(ガラテヤ 5:1)。まさに、これは「民族同化思想」との闘いであった、とは言えませんか。(ドイツ神学は、相変わらず「信仰義認論」に縛られてしか『ガラテヤ書』を解釈しない傾向が強いようですが、英国の神学者 E. P. サンダースの『パウロ』は、「民族問題」から「割礼論争」を見るという視点が、若干感じ取れる著書です。)

また、パウロが多くの誤解や非難を浴びてでも懸命に呼びかけた「エルサレム教会への献金」は、少なくともパウロ自身にとっては、異邦人教会とユダヤ人教会の間の現実具体的な「和解の実(しるし)」として理解されていたのではなかったでしょうか。決して、本山への「奉納金」などではなくて。だからこそ、「何としてでも、成功させよう」という願いを持っていたのにちがいません(ローマ 15:25~27)。

<神には夢がある>

『口語訳 聖書』の『ピリピ人への手紙』3章20節に、「わたしたちの国籍は、天にある」という言葉がありますが、これは相当の意識と言えます。どう

せ意識するならば『新共同訳』の「わたしたちの本国は……」というよりも遙かにパンチが効いていて、現代に向けてのチャレンジ性のある良い訳だと思います。この現実社会の「国籍」というものを撃つ言葉として、です。私たちの「国籍」は、まさに「天にある」のであって、この世の「国家」とは無関係なのだという闘いの言葉として、です。

南アフリカのアパルトヘイトへの闘いをリードした、デズモンド・ツツ大主教の著書で、『GOD HAS A DREAM』（竹書房）という本があります。言うまでもなく、M. L. キング Jr. 牧師の有名な説教演説である「I HAVE A DREAM」という言葉を受けてつけられた題名でしょう。「神には、夢がある！」パウロもまた、その同じキリストの霊に生かされた人ではないでしょうか。

こうした聖書の「読み」を得るなかで、「バベルの塔の物語」も、人間が神のようになろうとした傲慢さを神が撃ち、人間を全地に散らした話というので

はなく、「彼らは一つの民で、皆一つの言葉を話しているから、このようなことをし始めたのだ」（創世記 11:6）とはっきり書かれているように、古代バビロン都市国家の下での「単一民族」志向に対決する物語であることがわかってきます。

一方で、『使徒言行録』2章にある「ペンテコステの物語」は、「民族や言語の多様性の中に起こる一致」というものをヴィジョンとする記事でしょう。

これらの点に気づいてきたのは、外キ協の運動にご一緒させていただき、入管センターへの面会活動などにも参加しながら、大切な「出会い」に促されてやってきたためだということを、率直に感じます。

私は、とにかく一歩ずつ、課題に直面しつつ、このようにして自分が「鍛えられて」きたのだと思っています。

*本稿は、2007年5月14日、外キ協全国運営委員会での聖書研究を整理・加筆したものです。

心を一つにして、新たな取り組みを

——2007年外キ協全国運営委員会を開催——

●秋葉正二（外キ協事務局長／日本基督教団砦教会牧師）

5月14～15日、在日本韓国YMCAを会場に外キ協全国運営委員会を開催した。各地外キ連、各教派・団体から26人の参加者を得て、開会礼拝によりスタート。

奨励は朴寿吉（パク・スギル）在日大韓基督教会総幹事。創世記の族長物語を引き合いにして、水利権をめぐる民族の争いを乗り越えていく族長たちの人間の姿が、現代の国籍の壁を乗り越えようとする活動に重ねられ、大きな励ましとなる。

全体協議（1）では各地外キ連、各教派・団体から活動報告と提案がなされ、2007年の外キ協活動全体の様子を展望することができた。記憶に新しいものを、思い出すままに記すことにする。北海道外キ連は今夏（8月15～17日）も恒例の夏期キャラバンを

道東方面で実施する。神奈川外キ連は例年のように総会で年間の活動概要を確認しているが、今年も横浜国際フェスタ（10月27～28日）への参加や「神奈川の在日の足跡を訪ねるツアー」実施を決めている。関東外キ連も少人数ながら年間計画を立てられて着実な活動が積み重ねられている。メンバーの高齢化が少し気になるとか。関西代表者会議・関西外キ連ではカトリック大阪大司教区との共催による「国際協力の日」（5月20日）がイベントの目玉であるが、指紋制度復活や外国人雇用届出制度をめぐるきめ細かい学習の計画を立てられている。広島外キ連からは全国キャンペーン広島集会（7月8日）の計画が紹介され、秋に広島で開催されるカトリック正義と平和協議会全国大会に全面協力することが伝え

られた。九州・山口外キ連では毎月の定例祈祷会が間断なく続けられていて、このあたりに同外キ連の粘り強さを感じる。1月14日、佐賀でのキャラバンの他、幾つかの人権集会の計画が伝えられた。今秋は西南KCCの新会館落成が予定されていることもあり、そのために祈りを合わせているとのことであった。各地外キ連に関連することで外キ協事務局で願っていることの中に、中部外キ連の活動再開、奥羽・東北地区に外キ連が生み出されることがある。このマボロシも忘れることなく仰いでいきたい。

諸教派・団体報告では、カトリックからの難民・移住移動者の課題に取り組んでいる姿が印象的であった。国を越えてさまざまな人びとが行き交う現実を、大規模な形で教会という現場に抱える同教会の歩みから多くの示唆があった。NCCからは、加盟教団・団体への活動協力を軸に、「外国人住民基本法」制定運動や「身近にできる国際貢献セミナー」への参加が呼びかけられた。日本基督教団は総幹事の病気退任や担当委員会の改編など組織上の困難が報告されたが、これまで大きな働きを担ってきてくれた同教団の活動継続を期待したい。在日大韓基督教会は社会委員会から、「人権シンポジウム」開催への準備や各地方会での強制連行現地学習ツアーの計画、「高齢者老人大学」活動などが報告された。日本聖公会では、「外国人住民基本法」署名活動に関して、全国11教区の主事に署名を取りまとめるよう要請がなされたことが報告された。こうした具体的な報告は力強い。日本キリスト教会からは同教会独自の組織の在り方の中で、外登法問題への取り組みがどのようになされているかが報告され、繰り返し協力への呼びかけがなされていることが伝えられた。日本バプテスト連盟では「外国人住民基本法」制定運動への全国行脚プログラムと、中高生を対象として韓国への「隣人と出会う旅」が計画されている。日本バプテスト同盟からは教派としての活動報告をすることの難しさを抱えながら、個々の教会の共生へ向けての取り組みの姿が紹介された。

榎本譲さんによる聖書研究「〈ナショナルなもの〉を問う神の福音」は、聖書を新しく読み直すことを念頭において、数本のテーマが聖書から取り出され、

新しい読み方への挑戦的な試みがなされた。外キ協活動においても、いろいろな発想の転換が大切なことを学んだ。

公開シンポジウム「外国人登録令から60年——指紋制度の実施／雇用報告の義務化／在留カードの導入」は、外部からの参加者も得て盛況（約80人）であった。発題者、発言者それぞれに一家言ある皆さんたちなので、それはそれで内容的にも充実していたのだが、聴衆との応答という部分では少し物足りなさが残ってしまった。

二日目は全体協議（2）が行なわれた。ここで話し合われたことは、一言でいえば、外キ協の年間活動計画に関する事柄である。「外国人住民基本法」制定の取り組みに関しては、全国キャンペーンの展開や署名活動、リーフレット作成、ビデオ第2巻の企画などが話し合われた。神学校等に「特設授業」を要請する件については、担当者に具体的な取り組み計画策定が委ねられた。キリスト者青年運動の支援と連携の課題については、2008年から5年間にわたるプロジェクト案が提示され、期待が表明された。また、ホットな問題になっている指紋制度復活に対する取り組みは、運営委員会として緊急性を自覚した。今後、外キ協として声明文等を出すことや、各教派・団体および海外教会・関係団体への協力を要請することになる。

日・韓・在日教会の共同の取り組み課題であるが、今夏に実施される「在日同胞苦難の現場訪問」プログラムに連動させて、「拡大運営委員会」を開くことが決められた。目下、韓国教会に具体案を提示した段階である。この委員会では2008年に予定されている「外登法問題国際シンポジウム」についても枠組みが決められる。

その他、2007年会計中間報告が承認された後、閉会礼拝が、事務局長（秋葉）による使徒言行録をテキストにした「全世界へ」と題する説教によって守られた。外キ協の人権確立のための諸活動は、教会が誕生した主イエス・キリストの時代から途切れることなく継続されている聖霊の働きにつながっていることを一同で確認した。

<声明>私たちは伊吹文科相の発言に抗議します

内閣総理大臣 安倍晋三 様

文部科学省大臣 伊吹文明 様

彼らは、「さあ、天まで届く塔のある町を建て、有名になろう。そして、全地に散らされることのないようにしよう」と言った。主は降って来て、人の子らが建てた、塔のあるこの町を見て、言われた。「彼らは一つの民で、皆一つの言葉を話しているから、このようなことをし始めたのだ。これでは、彼らが何を企てても、妨げることはできない。我々は降って行って、直ちに彼らの言葉を混乱させ、互いの言葉が聞き分けられぬようにしてしまおう。」主は彼らをそこから全地に散らされたので、彼らはこの町の建設をやめた。こういうわけで、この町の名はバベルと呼ばれた。主がそこで全地の言葉を混乱（バラル）させ、また、主がそこから彼らを全地に散らされたからである。（創世記 11: 4 ~ 9）

伊吹文明文部科学相は、2月25日に長崎県で開催された自民党の支部大会において、昨年12月に改定された教育基本法に触れる中で、「悠久の歴史の中で、日本は日本人がずっと治めてきた」「大和民族がずっと日本の国を統治してきたということは歴史的に間違いない事実」「日本は極めて同質な国」との趣旨の発言をされたことが新聞などで報じられました（『朝日新聞』『北海道新聞』2007年2月26日、『東京新聞』2月28日ほか）。

私たちは、キリスト者として、伊吹文科相の発言に強く抗議します。

伊吹文科相の発言では、「日本人」イコール「大和民族」という考えを自明の理としています。しかし、現在、「日本人」と呼ばれる人たちの中には、アイヌ民族をはじめ、外国にルーツを持つ日本籍者や日本籍と外国籍の二重国籍者など、多くのいわゆる、非「大和民族」出身者も存在し、決して「大和民族」という枠組みでくくれるものではないことは明らかです。

また、教育行政の長である伊吹文科相が、日本国家の「同質」性を疑いもなく肯定している発言に対しても、私たちは危惧を覚えます。昨年12月に改定された教育基本法によって「愛国心」が導入され、在日コリアンをはじめとする、多くの在日外国人の子どもたちが肩身の狭い思いをしながら、学校に通うことが予想されます。今回の伊吹文科相による発言は、こうした「同質」性への「同化」を教育現場において強化する思想とつながるものであり、在日外国人あるいは外国にルーツをもつ子どもたちがその民族的アイデンティティを育てることを妨げるのではないかと危惧します。

伊吹文科相はさらにまた、この発言の中で、教育基本法の前文に「公共の精神を尊び」という文言が加えられたのは、「日本がこれまで個人の立場を重視しすぎたため」とし、さらに、人権をバターにたとえながら、人権は「栄養がある大切な食べ物だが、食べ過ぎれば日本社会は『人権メタボリック症候群』になる」とも言ったといっています。

私たちは、外国人登録法の指紋押捺制度などの人権侵害に反対し、現在も在日外国人の人権擁護のための活動を担っている者として、この伊吹文科相の発言に怒りすら覚えます。教育現場におけるいじめや自殺問題だけを見ても、日本が人権に満ちた国ではないことは明らかです。また、在日外国人の人権に関しても、国連の人種差別撤廃条約を批准した日本国が、人種差別の撤廃に向けた国内法の整備をいまだ行っていないことにも現われているように、人権の感覚が足りていないのは明白です。それにもかかわらず、今回の発言が政府閣僚から出されたことに、私たちは憤りを感じざるをえません。

私たちは、キリストに従う者として、伊吹文科相の発言を聞いて、聖書の中の「バベルの塔」の物語を思い浮かべます。バベルの塔は、人間の傲慢の象徴であり、強い者たちが弱い者たちの人権を踏みしめることの象徴でした。そして、その象徴である塔を神は崩し、多くの言葉を人びとに与えることによって、「同質性」ではなく、「多様性」の豊かさと大切さを私たちに教えてくださいました。

私たちはこのキリスト教信仰をもって、今回の伊吹文科相の発言に抗議すると共に、伊吹文科相がその発言を撤回すること、そして、人権と多様性の豊かさを育む教育のための具体的な措置を日本の教育行政においてとることを求めます。

2007年3月14日

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会 ほか

.....

「私たちの隣人——外国人住民との共生社会」特設授業開設のお願い

神学校 御中

2007年6月18日

外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会

頌主

昨年度に引き続いて、外キ協（外登法問題と取り組む全国キリスト教連絡協議会）よりのお願いです。

すでに多くの神学校からご理解・ご協力をいただいておりますが、改めて私たちの組織について自己紹介をさせていただきます。

外キ協は、全国のキリスト教諸教派・諸団体の協力により、1987年に外国籍住民の人権を守るために結成されたキリスト教の超教派連絡協議会です。1980年代の人権意識の高揚と共に、在日韓国・朝鮮人を中心に担われた指紋押捺拒否に、全国から多くのキリスト者や宣教師、教会が賛同・連帯し、スタートしました。

2000年に外国人登録法の指紋制度は廃止されましたが、昨年、再び新しい形の外国人指紋制度の復活を許してしまいました。神がご自身の似姿として祝福のもとに創造された人間を、千篇一律に指紋で判別していくことは、重大な人権侵害です。外国籍住民の人権を守ることは、私たち日本人の人権を守ることでもあります。

ご存知のように、外国籍住民に対する日本の法律は、植民地支配の歴史を背景に、管理を目的にして戦後あわただしく定められた経緯があり、人権擁護に対する配慮は甚だ不十分です。

去年は、日本への入国者数が800万人を越えました。今や地球は、インターナショナルからグローバルへとその姿を変えつつあり、少子化の時代に、移住労働者の数はまちがいなく増加すると予想されています。

神学校を卒業されて教会（司牧）の現場に出ていかれる牧師や司祭が、信徒の皆さんと共に、どのように外国籍の皆さんを迎え、接したらよいのでしょうか。この懸案を乗り越えていくためには、神学校教育がとりわけ重要であると考えます。

このお願いを機会に、ぜひ各神学校で特設講座開設、特別授業実施などの試みを検討していただけないでしょうか。いきなりカリキュラム変更は無理だと思いますが、できそうなところから、例えば実践神学の中のフィールドワークの一つに取り上げていただくなど、検討していただきたいのです。

外キ協では現在、「外国人住民基本法」（国際人権法に基づいた市民法案）を世に問いながら、外国籍住民の人権擁護・確立を、重要な宣教課題として活動しております。

必要があれば、講師を派遣することも可能です。相談をいただければ、外キ協あるいは各地で活動する外キ連のメンバーが、喜んでお手伝いをさせていただきます。

どうか教会が、国家や民族や差別の壁(それは紛れもなくパウロの言う「隔ての中垣」です)を乗り越えて、キリストの福音を宣べ伝えることができるように、私たちの提案を受け止めてくださるようお願い申し上げます。また、外キ協から担当者がお伺いしてお話をさせていただきたいとも願っております。よろしくご検討ください。主に在りて。

外キ協&外キ連&教派・団体 2007年1月～6月 活動中間報告

1月11～12日●外キ協結成20年を迎えて、各地外キ連および加盟教派・団体、韓国教会在日同胞人権宣教協議会の代表者33人による「第21回外キ協全国協議会」を在日韓国YMCAで開催。

1月13日●「外国人住民基本法の制定を求める第21回全国キリスト者集会」を、幼きイエス会ニコラバレ(四谷)で開催。190人が参加。

1月14日●九州・山口外キ連、佐賀県久留米市で「外国人住民基本法」の制定を求める全国キャンペーン集会を開催。

「1980年代の「指紋押捺拒否闘争」の帰結として作られた外国人住民基本法案の制定を求める九州キャラバンは、2001年9月に在日大韓基督教会(KCCJ)小倉教会から始まり、九州各地を巡回しているが、その第11回目の集会を、佐賀県にある日本基督教団久留米教会で開催。KCCJ社会委員会、KCCJ西南地方会社会部、日基教団九州教区伝道センター宣教協力部門、九州・山口外キ連の協力で行なわれた今回の集会には、36名が参加。外キ協が制作したビデオを上映し、犬養光博牧師(日基教団福吉伝道所)の基調報告、金貞子さん(在日大韓小倉教会)による父親の強制連行時の話や在日の生活の場での証言があった。そのあと、参加者の意見を分かち合う交流会が行なわれ、在日二世歌手の李陽雨さんの歌のほか、地元の教職者たちが発言。これまで、外国籍の地域住民の人権に関する会は、久留米ではあまり開催されることはなかったが、今回の集会で外国人住民基本法のもつ意味と重要性を学び、確認することができた」(報告：朱文洪)

.....
1月14日●2006年11月に結成されRAIK・外キ協が共同事務局を担う「外国人学校・民族学校の制度的保障を実現するネットワーク」(外国人学校ネット)が、北関東外国人学校意見交換会を群馬県大泉町で開催。群馬県・埼玉県・栃木県・茨城県下のブラジル人学校・ペルー人学校など20校が参加。

1月17日●日本キリスト教協議会(NCC)在日外国人の人権委員会、「川崎の街を訪ねる」現場研修(在日大韓基督教会川崎教会)。

1月27～28日●「全国キリスト教学校人権教育研究協議会」の全国運営委員会に参加(神戸学生青年センター)。



2月3日●外国人学校ネット、全国運営委員会を名古屋で開催。

2月5日●「外キ協共同代表者会議」を開催(NCC会議室)。午後、参院は民主党の円より子議員、衆院は社民党の阿部知子議員に紹介議員になってもらい、全国の教会から寄せられた「外国人住民基本法の制定を求める署名・2006」を国会に提出。

2月10日●2007年度第1回目の外キ協事務局会議を日本バプテスト連盟栗ヶ沢教会で開催。午後、同教会で李陽雨さんを迎えて全国キャンペーン集会を開催。

2月11日●「崔昌華牧師記念人権集会」に参加(在日大韓小倉教会)。

2月12日●2005年12月に結成されRAIK・外キ

協が共同事務局を担っている「外国人権法連絡会」が主催して、「人種主義とたたかい、外国人権法の実現をめざすワークショップ」を大阪で開催。

2月17日●「全国キリスト教学校人権教育研究協議会」の関東セミナーに参加(女子学院)。

2月27日●外キ協が構成団体となっている「人種差別撤廃NGOネットワーク」が主催して、国連のディエン特別報告者を迎えての集会を開催。

◇◆◇

3月3日●神奈川外キ連、2007年総会。講演「教育基本法の次は……孤立する日本と、外国籍住民の明日」のあと、懇親会。

3月8日●2003年12月、東京都が東京朝鮮学園第二初級学校(江東区枝川)に対して立ち退きと地代損害金を求めて争われていた裁判において、東京地裁が和解を勧告。両者が合意して和解成立(学園が実質勝訴)。

「今日、東京地裁は、東京朝鮮学園(被告)と東京都(原告)に対して和解案を示し、両者が合意したことによって、裁判は終結することになった。」

東京都の不当な提訴(2003年12月15日)に対して、東京朝鮮学園第二初級学校(枝川朝鮮学校)と共に「裁判」を闘ってきた私たちは、今回の朝鮮学園の決断を支持する。

なぜなら、朝鮮学園にとって、また私たちにとっても、いま枝川朝鮮学校で学んでいる65人の子どものための「教育の場」を確保することが至上課題であり、学校教育、とりわけ初等教育においては、教育の場が奪われて教育活動が中断されることは、そこで学んでいる子どもたち一人ひとりにとって、取り返しのつかない空白と挫折を生じさせることになるからである。

私たちが裁判所に求めてきたのは、東京都の不当な訴えを却下する判決を、という一点に尽きる。

今回、両者が合意した和解は、外形的には、東京都が枝川1丁目地区住民への土地払い下げ完了の時点(2002年3月末)に立ち戻り、当時次の段階として予定されていた朝鮮学園との土地払い下げ交渉を、即時に成立させた、ということになる。

これは、本来あるべき地点に立ち返ったということ、評価できることである。しかしそれ以上に、3年

余に及ぶ裁判闘争は、この結果に留まらないことも示している。

2003年、校舎の一部を取り壊したうえ校庭を明け渡し、かつ地代相当金4億円を払えと提訴したのは、東京都である。しかし、裁判の中で明らかにされてきたことは、東京都が「立ち退け」と言うその土地は1941年、東京市によって強権的に作られた町の中心にあり、また東京都が「取り壊せ」と命じるその建物は、現に子どもたちが学んでいる小学校の校舎である。すなわち、その土地も建物にも、日本の植民地支配という歴史が刻印され、そして戦後、そこは在日朝鮮人が営々と築いてきた教育の現場であることが、誰の目にも明らかにされたのである。したがって、裁判所にしても、東京都の主張を受け入れることはとうていできなかった、と言うべきだろう。

枝川裁判は、在日朝鮮人の「民族教育権」をめぐる闘われた、初めての裁判となった。そして、「民族教育権」の核心が、歴史的な文脈において、もう一つは憲法および国際人権法において、3人の研究者の「意見書」によって明らかにされた。すなわち、在日朝鮮人にとって民族教育権は、日本が戦後処理において「旧植民地出身者の原状回復」として定立しなければならない責務なのであり、外国人にとって民族教育権は、「マイノリティの権利」として保障されなければならないのである(枝川裁判支援連絡会の市民声明)

.....

3月14日●外キ協として伊吹文部科学大臣に抗議声明を送付。

3月17日●外国人学校ネット、神奈川県外国人学校意見交換会を開催(横浜YMCA)。横浜山手中華学校、神奈川朝鮮学校、横浜インターナショナル・クリスチャン・アカデミーなど参加。

3月31日●外国人学校ネット、北関東外国人学校意見交換会を群馬県大泉町で開催。

◇◆◇

4月3日●外キ協事務局会議(RAIK)。

4月10日●移住労働者と連帯する全国ネットワーク(移住連)とアムネスティ・インターナショナルの呼びかけで、外国人の雇用状況の報告を義務づける雇用対策法改悪案に反対する院内集会(参議院議

員会館)。

4月21日●外国人学校ネット、全国運営委員会を開催(在日本韓国YMCA)。



5月3日●神奈川外キ連、第11回神奈川の在日者の足跡を訪ねるツアーで相模湖・ダムを訪ねる。

5月13日●枝川裁判(実質勝訴)記念シンポジウムが枝川朝鮮学校で開催され、韓国からもNGOが参加。

5月14~15日●「外キ協全国運営委員会」を開催(在日本韓国YMCA)。各地外キ連、各教派・団体から代表26人が参加。

5月14日●全国運営委員会のプログラムの中で、シンポジウム「外登法施行から60年——指紋制度の実施／雇用報告の義務化／在留カードの導入」を開催。田中宏さん(龍谷大学教員)「戦後日本の外国人政策の出立における問題」、難波満さん(弁護士)

「テロ対策・治安対策を名目とする外国人管理政策の強化」、山田貴夫さん(自治体労働者)「外国人対策から外国籍住民政策へ」の発題のあと、辛淑玉さん(人材育成コンサルタント)、金東鶴さん(同胞法律・生活センター)、林永起さん(在日本大韓民国青年会)が発言。

◀「外国人登録令」施行から60年…呼びかけ

1947年5月2日、すなわち日本国憲法が施行される前日、天皇ヒロヒト最後の勅令として「外国人登録令」が公布・施行された。それから、60年が経過した。「外登令」は「外登法」となり、また2000年4月から外登法の指紋制度は全廃された。しかし今、「改正」ではなく「改悪」が進められている。

戦後日本の最初の外国人法である外登令は、「朝鮮人取締法」として策定され実施された。そこには植民地主義の残滓が色濃く反映され、また、そこから「日本人＝日本国民による単一民族国家」という新たな神話が作られた。これ以降、「外国人は煮て食おうと、焼いて食おうと自由」とする外国人管理制度が、在日外国人の生活空間そのものを規制した。

日本に3カ月以上在留する在日外国人は、居住する市区町村に「外国人登録」をしなければならないが、その数は1960年代60万人、70年代は70万人、80年

代前半は80万人とゆるやかに増加し、またそのうち約85%が「韓国籍・朝鮮籍」の在日コリアンであった。しかし1980年代後半から、経済のグローバル化による貧富の差の「悪無限」拡大によって、日本においても移住労働者・移住者が急増した。そして1990年には、外国人登録者の数は100万人を突破し、98年に151万人、2005年には201万人となり「韓国籍・朝鮮籍」は30%となった。すなわち日本は、在日コリアンなど旧植民地出身者に対する人権保障システムを構築することなく、「新たな外国人」を大量に迎えたわけである。

しかも2001年9・11以降、在日外国人を管理・監視しようとする政策が急速に進められている。昨年5月に成立した改悪入管法は、特別永住者や外交官などを除く、16歳以上のすべての外国人に対して、上陸審査時に指紋と顔写真の個人識別情報の提供を義務づけ(US-VISIT日本版)、かつ長期にわたってその個人情報管理し、治安警察目的などに利用しようとするものである。これはまた、在日コリアンをはじめとする20年間にわたる指紋拒否の闘いによって全廃された「外国人指紋」を、復活させるものであり、今年11月までに実施に移されようとしている。

さらに今年2月、外国人雇用状況報告を義務づける雇用対策法改定案が国会に提出された。これは、特別永住者以外の外国人を雇用するすべての事業主に対して、就職時・離職時に「氏名、生年月日、性別、国籍、在留資格、在留期限」を公共職業安定所に報告する義務を罰則付き(罰金30万円以下)で課するというもので、在日外国人の就労状況を個別に、継続的に最新情報として把握し管理するものである。

そして来年2008年には、「IC在留カード」の導入を柱とする外登法の全面的改悪が目論まれている。そこでは、現在の外登法が対象としている「外国人」を、①「特別永住者」、②それ以外の「正規の在留資格を持つ外国人」、③「正規の在留資格を持たない外国人」という三つのカテゴリーに区分して、「特別永住者」には従前の外国人登録制度を続ける一方で、それ以外の外国人を「外国人登録制度の対象から除外し、法務大臣による入国管理制度に一元化する」ものである。

これらは、いずれも外国人を分断し管理するものである。すなわち、入国・再入国のゲートで「指紋」とい

う究極の個人識別情報を登録させ、かつ居住・労働など日常生活の隅々まで監視し、また「正規の在留資格を持たない外国人」を徹底的に排除しようとするものである。

こうした、在日外国人の基本的な人権を踏みにじる改悪政策に対して、私たちは今なにをすべきか、共に考え、共に反対の声を挙げていきたい》

.....

5月20日●関西代表者会議・関西外キ連とカトリック大阪大司教区が共催して、「国際協力の日—2007」開催（越中公園グラウンド）。

5月20日●広島外キ連、学習会（在日大韓基督教会広島教会）。

5月25日●NCC常置委員会で「外国人指紋復活」批判を提起（日本キリスト教会館）

5月31日●「定住外国人の地方参政権を実現させる

日・韓・在日ネットワーク」として、民団婦人会・青年会と連名で、国会議員全員（衆・参 720 議員）に対して、①韓国での地方選挙権実現について、②定住外国人地方参政権付与法案についての賛否を問うアンケートを実施。

◇◆◇

6月9～10日●移住連、全国ワークショップを東京で開催（昭和女子大学）。

6月14日●外キ協事務局会議（RAIK）。

6月16日●外国人学校ネット、「北関東外国人学校意見交換会」を群馬県太田市で開催。

6月18日●外キ協として全国の神学校に、「特設授業開設のお願い」を送付。

6月23日●関西代表者会議・関西外キ連、学習会（日本基督教団東梅田教会）。

7月以降～ のプログラム予定

○7月8日、広島外キ連、全国キャンペーン 2007 広島集会（在日大韓基督教会広島教会）。

○8月8日～14日、日本聖公会、『日韓青年セミナー』をソウルにて開催。

○8月9日～11日、全国キリスト教学校人権教育研究協議会、同志社中学校を会場に第18回全国セミナーを開催。

○8月15～17日、北海道外キ連「夏期キャラバン—差別を問い、人権を考える集い」（道東方面）。

○8月15日、神奈川外キ連、集会「平和を願い記憶しよう八月十五日」（市民団体と共催）。

○8月26日、神奈川外キ連、交流会（日キ横浜長老教会と在日大韓横浜教会の交流会を拡大）。

○8月27日、韓国NCC人権委員会と韓国教会在日同胞人権宣教協議会を招いて、日・韓拡大運営委員会を開催（在日本韓国YMCA）。

○8月28～29日、韓国教会「在日同胞苦難の現場訪問団」、東京・神奈川を訪問。

○9月23日、カトリック教会「難民移住移動者の日」

○10月20日、「外国人指紋制度復活反対」シンポジウム（在日本韓国YMCA）。

○10月27～28日、神奈川外キ連、横浜国際フェスタ 2007 に参加

○11月3～5日、全国の外国人学校・民族学校に呼びかけて「第3回多民族共生教育フォーラム」を東京で開催。

2008年.....

◇1月10日、「外国人住民基本法の制定を求める請願書：2007年」署名締切。

◇1月17～18日、「第22回外キ協全国協議会」を西南KCCで開催。

◇1月19日、「外国人住民基本法の制定を求める第22回全国キリスト者集会」を在日大韓基督教会小倉教会で開催。

